

建設業者・解体工事業者のみなさまへ

地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について ～被災地域の生活環境への飛散を防止するために～

地震災害時においては、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体されます。この解体及び解体物の処理・運搬において、アスベストの飛散が懸念されます。被災地域の生活環境への飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、アスベスト飛散防止対策を徹底する必要があります。

建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれでは、地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう、次のことにご留意ください。

1. 災害発生時の応急措置に協力を！

災害発生時に、飛散するおそれのある吹付けアスベスト（又は疑わしいもの）が露出するなどしたときは、アスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を行う必要が生じます。建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれても、必要に応じて、建築物の持主等による応急措置の実施に協力していただくようお願いします。

（主な応急措置の例）

- ・ ビニルシート等によって飛散防止を図る
- ・ 水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・ 散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

2. アスベスト廃棄物は区分して適正に保管を！

アスベスト廃棄物は、それ以外の廃棄物と分別して取り扱い、区分して適正に保管する必要があります。アスベストを含む廃棄物と含まない廃棄物を区分し、また、アスベストを含む廃棄物については、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」に区分して適正に保管してください。なお、自治体が設置する一次保管場所に持ち込むときは、自治体が定める受入れの基準に従ってください。

3. アスベスト廃棄物は平常時と同様の処理を！

アスベスト廃棄物については、地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様の運搬・処分を行う必要があります。アスベスト廃棄物の処理基準に留意し、適切に運搬・処分してください。

アスベスト廃棄物の適正処理については、大阪府のホームページに掲載している資料等を参考にしてください。

（参考資料）

- ・ 建設工事業者の皆様へ「アスベスト廃棄物の適正処理について」（大阪府）
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/11%20asbestos_2019.4.pdf
- ・ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット（環境省）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/pamph.pdf

お問い合わせ

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎21階

電話：06-6210-9570（直通）

（平成30年4月）

事業者の皆様へ

事業場ごとに **産業廃棄物管理責任者** を設置してください！

—— 大阪府循環型社会形成推進条例第 16 条 ——

排出事業者の産業廃棄物に対する認識不足、産業廃棄物関係法令の理解不足などに起因して、不適正処理や不法投棄が行われている事例が見受けられます。

こうした状況を受け、産業廃棄物を生じる事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努める責務を課し、当該管理責任者の指導・監督のもと排出事業者責任の確保を図るため、大阪府循環型社会形成推進条例で本制度を定めています。

対象事業者

建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業を営む事業者

「産業廃棄物を生じる事業場」とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場等の事業場をいいます。

建設業にあっては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

産業廃棄物管理責任者の業務

- 産業廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理（委託処理を含む）に関する監督
- 産業廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発

【業務の具体例】

- ◆ 工程や原材料の見直し等による発生抑制、廃棄物の再利用、再資源化及び減量化の企画検討
- ◆ 処理基準、保管基準の遵守、管理に関すること
- ◆ 処分方法の検討及び処理委託先の選定、委託契約書の締結に関すること
- ◆ マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付、回収事務等委託した産業廃棄物の処理確認に関すること
- ◆ 社内の管理体制の整備、社員教育の実施に関すること

○ 産業廃棄物管理責任者には、以下の事項に該当する者など、関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者を選任するよう努めてください。 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ◆ 特別管理産業廃棄物管理責任者（法※第 12 条の 2 第 8 項）
- ◆ 技術管理者（法※第 21 条第 1 項）
- ◆ 産業廃棄物の適正処理に関する職務に 2 年以上の経験を有する者
- ◆ 廃棄物関係法令の講習会を受講し修了した者

公益社団法人大阪府産業資源循環協会（旧称：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会）が開催する「廃棄物管理士講習会」等があります。

○ 産業廃棄物管理責任者に関する届出や報告は不要です。

【問い合わせ先】

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 Tel**06-6210-9570**

►大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。